

許可番号 3600030708

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 徳島県鳴門市大麻町三俣字津久田 6 1 番地 1

氏 名 宮崎基礎建設株式会社
代表取締役 宮崎 健治

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 1 4 条 第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。
第 1 4 条 の 2 第 1 項

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

許可の年月日 令和 2 年 9 月 3 0 日

許可の有効年月日 令和 7 年 8 月 1 1 日

1. 事業の範囲

(1) 積替え
なし

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類

（以上 6 種類、特別管理産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

裏面記載のとおり

~~5. 積替え許可の有無~~

6. 規則第 9 条の 2 第 6 項の規定による許可証の提出の有無 有・☒ 無

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和63年 8 月 12 日	新規許可
平成 2 年 8 月 12 日	更新許可
平成 7 年 5 月 26 日	変更許可
平成 7 年 8 月 12 日	更新許可
平成10年 9 月 22 日	変更許可
平成12年 8 月 12 日	更新許可
平成17年 8 月 12 日	更新許可
平成19年 7 月 5 日	変更届出（商号の変更、代表者の変更）
平成19年 7 月 17 日	変更届出（石綿含有産業廃棄物の追加）
平成22年 8 月 23 日	更新許可
平成27年 8 月 26 日	更新許可
令和 2 年 9 月 30 日	更新許可

以下余白



許可番号 03708030708

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 徳島県鳴門市大麻町三俣字津久田61番地1

氏 名 宮崎基礎建設 株式会社

代表取締役 宮崎 健治

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 第14条第2項の許可を受けた者であることを証する。

香川県知事 池 田 豊 人



許可の年月日 令和4年12月4日

許可の有効年月日 令和9年12月3日

1. 事業の範囲

(1) 積替え又は保管の有無: 積替え又は保管を含まず。

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

①汚泥(無機性のものに限る。)②廃プラスチック類③木くず④金属くず⑤ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑥がれき類(ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。) 以上

自動車等破砕物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含む。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

余白

3. 許可の条件

余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成29年12月4日 (当初許可)

令和4年12月4日 (更新許可)

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

以下 余 白

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。